

## 久留米市中央卸売市場関連事業者（店舗・食堂・商品倉庫）募集要領

久留米市中央卸売市場内にある関連事業者（店舗・食堂・商品倉庫）の募集については以下の要領による。

### 1 関連事業者

関連事業者とは、開設者の許可を受けて、市場内の店舗で卸売業者の取扱う物品以外の食品や資材等の販売、又は市場内の業者に利便の提供を行う者のことです。（法人・個人は問いません）

### 2 募集する業種

野菜・果実・鳥卵及び生鮮水産物以外の食料品の卸売業、加工食品取扱業、日用雑貨等の販売業、理容業その他市場の利用者に利便を提供するサービス業など。ただし、既存業種と同種の業種については制限を加えることがあります。

### 3 区画及び使用料

#### (1) 区画

「募集する区画」及び「関連事業者棟配置図」を参照してください。

#### (2) 使用料

ア. 店舗	月額 1 m <sup>2</sup> につき	7 5 6 円（税込み）
イ. 食堂	〃	7 0 2 円（税込み）
ウ. 商品倉庫	〃	5 9 4 円（税込み）

### 4 保証金

月額使用料の 6 倍

### 5 その他

- ア. 改装費及び修繕費は使用者の実費負担です。
- イ. 電気、ガス、水道等の光熱水費は使用者の実費負担です。
- ウ. 保証金は、許可を受けた日から起算して 1 月以内に預託してください。
- エ. 保証金を預託した後でなければ、業務を開始できません。
- オ. 別途、駐車場は有料にて使用指定します。
- カ. 別途、自治会費等の負担が発生します。

### 6 主な申請資格

- ア. 業務を行うために必要な資格、技能、許可を有すること
- イ. 満 20 歳以上で、3 年以上の業務経験を有すること

ウ. 50万円以上の事業資金または事業資金に繰り入れることが可能な資産を有していること

エ. 市税の滞納がないこと

オ. 久留米市中央卸売市場業務条例第32条に該当しないこと

## 7 申請方法

### (1) 申請書類

	必要書類	様式	個人	法人	根拠
1	関連事業者営業許可申請書	指定様式	○	○	条例第31条
2	誓約書	指定様式	○	○	規則第26条
3	定款			○	規則第25条
4	登記簿謄本			○	規則第25条
5	資産調書	指定様式	○		規則第25条
6	貸借対照表			○	規則第25条
7	損益計算書			○	規則第25条
8	株主もしくは出資者の名簿 (出資額記載のもの)	指定様式		○	規則第25条
9	履歴書		○	◎	規則第25条
10	住民票抄本		○	◎	規則第25条
11	市区町村長が発行する身分証明書		○	◎	規則第25条
12	市区町村税の滞納なし証明書 (法人分)			○	規則第25条
13	市区町村税の滞納なし証明書 (個人分)		○	◎	規則第25条
14	従業員名簿	指定様式	○	○	規則第25条 要領第3関係
15	当該事業開始の日以後2年間の 事業計画書	指定様式	○	○	規則第25条
16	誓約書	指定様式	○	△	規則第25条
17	支払債務調書	指定様式	○	○	要領第3関係
18	確定申告書の写しまたは、住民 税申告書の写し		○	○	要領第3関係
19	事業実績書	指定様式	○	○	要領第3関係
20	営業許可書の写し(許可が必要な 業務に限る)		○	○	要領第3関係
21	市場施設使用指定(許可)申請 書	指定様式	○	○	規則第64条

※△印は法人の代表者のもの、◎印は業務を執行する役員のもの

### (2) 申請場所

久留米市中央卸売市場(諏訪野町2623-1)市管理事務所内

## 8 審査及び許可

ア. 申請書類の提出があったものについて書類審査、面接及び実態調査などを行い、業務を営むことの許可を決定します。

イ. 業務許可は、営業に必要な諸手続きが完了した後に行います。

## 9 その他

ア. 申請書及び添付書類に変更が生じたときは、速やかに変更のあった書類を届けてください。

イ. 関連事業者は、卸売市場法及び久留米市中央卸売市場業務条例等により規制事項があります。法令等を十分に確認してください。

ウ. 申請者の故意又は重大な過失により虚偽の申請がなされた場合、その申請及び許可を取り消すことがあります。

エ. 商品倉庫は、当市場内の店舗・事務所で営業する事業者に限り許可しますので、商品倉庫のみの申請はできません。

## 10 問い合わせ先

久留米市中央卸売市場 市管理事務所 電話 0942-33-4430

FAX 0942-38-0647

久留米市中央卸売市場周辺地図

